

法人訪問第1回

(公財)世界自然保護基金ジャパンと内閣府公益認定等委員会との意見交換 議事要旨

1. 日 時：平成27年1月27日(火) 10:00~11:30

2. 場 所：(公財)世界自然保護基金ジャパン事務所

3. 出席者：

((公財)世界自然保護基金ジャパン)

徳川恒孝 (公財)世界自然保護基金ジャパン会長

樋口隆昌 (公財)世界自然保護基金ジャパン事務局長

筒井隆司 (公財)世界自然保護基金ジャパン事務局長代行

高田佐紀子 (公財)世界自然保護基金ジャパン企画調整室長・人事グループ長

(内閣府公益認定等委員会)

山下徹委員長、雨宮孝子委員長代理、小森幹夫委員、恵小百合委員

(内閣府公益認定等委員会事務局)

岩田一彦事務局長、横山均事務局次長、高橋憲一郎企画官

4. 議 事：

(1) (公財)世界自然保護基金ジャパンの活動について

(2) 意見交換

5. 議事概要：

(公財)世界自然保護基金ジャパン(以下、「WWF ジャパン」という。)の樋口事務局長から、WWF ジャパンの活動内容について説明の後、意見交換を行った。

意見交換の概要は以下のとおり。(○：内閣府公益認定等委員会、●：WWF ジャパン)

○ WWF ジャパンは、寄附が多く、特に個人の会員が多い点に特徴がある。活動内容の情報発信に長けていることにより、寄附者が支援をしたい気持ちになるのではないかと考えるが、どのような情報発信の取組を行っているのか。

● 日本の個人会員は約4.3万人であるが、世界・日本全体での影響力はまだ小さいため、10万人に増やすことを目指している。できるだけビジュアル化し、目に見える形で情報発信している。最近の取組としては、スタッフの活動を紹介するブログが好評である。また、SNSを利用した情報発信も行っており、少しずつ反応が出てきているが、発信内容に工夫の余地があると考えている。

一方、個人会員の継続率(94%)は世界に例を見ない高さである。会員に対しては、事業報告書・会報による情報発信、スタッフから会員に対する対面での活動状況のフィードバック、現地での活動状況を視察する会員向けツアーなどを行っている。会費の支払いをクレジットカードでの継続引き落としとしていることも継続率の高さの一因と考える。

● ヨーロッパでは、教育委員会がWWFの資料を配っており、WWFの活動が根付きやすい。日本でも学校教育と連携したいが、難しい。

- 会員を10万人とすることを目指す「10万人プロジェクト」を行っているとのことだが、これまでと違う手法に取り組んでいるのか。
- これまで資金調達に費用をかけていなかったが、他国のWWFに倣い、会費収入の増加が会員獲得費用を上回れば問題ないことから、資金調達に費用をかけるようになった。インターネット広告を出したり、活動内容に親和性の高い雑誌の購読者に対しパンフレットを同封してもらったりした。これらの取組により最初の2、3年は会員数が伸びたが、近年は伸びが鈍化しているため、新たな媒体に広げていけないといけない。
- サプライチェーンの企業に着目し、環境保全を働きかける活動は意義深いと感じた。サプライチェーンの企業だけでなく、企業で働く従業員や、これまでWWFの活動に興味のなかった人を振り向かせるような取組は行っているか。
- WWFネットワークでは、企業との間で、単に資金提供を受けるだけではなく、本業で環境への配慮をしていただくパートナーシップを築くことを第一としている。企業で働く従業員については、これまであまり目を向けていなかったが、従業員が賞与・給与支給時に寄附をした場合、会社がその寄附額と同額を上乗せして寄附するといった仕組みの寄附の対象にWWFジャパンを選んでいただく、株主優待の寄附先としてWWFジャパンを加えていただくといった取組を行っている。従業員の家族に環境について問題意識をもってもらうことも今後のサポーターのマーケットとして大きい。
- 企業の立場から見ると、従業員の専門化が進み、視野が狭まりがちという悩みがある。企業にとって、従業員とNGOの協働は、従業員の部門間の融和の促進やモラルの向上といったメリットがある。
- 改めて公益法人とは何かを考えると、政府が税の公平な分配、企業が株主への配当と従業員の雇用の確保を行っている一方で、公益法人は民間からの支援を受けて、不特定多数の人達の利益になることを行っており、特に貴団体においては世界規模で事業を行っていることに特徴がある。公益法人の存在意義は、政府の活動とは別に、皆様の知恵でもって自由に活動し、成果を出していただくことにあると改めて感じた。
- 政府の目の届かない部分について、他の団体と協働し、公益に資する活動を行いたいと考えている。その一環として、メディアが正しい情報発信を行えるよう、例えば、国際会議の前には記者を対象に温暖化を巡る国際交渉の背景や各アクターの主張を解説する取組を行っている。また、市民感覚を失わないよう、サポーターから寄せられる御意見を月毎に全職員で共有している。
- 御説明を伺って、素晴らしい活動を行っていると感じた。公益法人制度について、窮屈という意見もないわけではないが、旧制度や他国の制度と比較し、御意見があれば伺いたい。
- 新しい公益法人制度の趣旨は素晴らしく、ガバナンスや透明性の確保は、団体のブランド力を守るうえで重要である。新制度への移行そのものは大変だったが、組織が効率的に運営できるようになった。
他方、法人運営についての規則のうち、いくつか実務運営上やりにくい規定がある。例えば、事業報告等の承認を得る理事会と評議員会を2週間空けて開催しなければいけないという規定や、当団体では非常勤にもかかわらず、代表理事が理事会で業務報告をしなければならないという規定、収支相償の規定などがある。特に収支相償の規定は、多額の遺贈

を急に受けた場合など、すぐにその収入を使い切らなければならないということになると難しい。

- 事業報告等の承認に必要な理事会と評議員会の開催日の間に2週間の期間を設けることについては、内閣府から法人の皆様方に注意喚起のお知らせを行うことを検討している。この規定の趣旨は、情報開示の期間を設けることにあり、法定の制度であるので御理解いただきたい。

収支相償については、他の法人からも同様の御意見を伺っていることもあり、会計の研究会を設け、検討を行っているところである。

- 収支相償の規定の趣旨は、提供された資金・資産を最大限公益に使っていただきたいということにあるが、同様の要望を多くの法人から伺っているため、法律の範囲内で運用を緩和することを検討している。今回いただいた御意見についても、参考とさせていただきたい。
- 国際的な制度の比較という点では、他国において、TVのコマーシャルの枠が公益活動に無償で提供されると聞いたことがある。日本でも同様の仕組みがあるとよい。
- それはアメリカのCATVではないだろうか。アメリカのCATVに対し、そうした公益活動への資源提供実績が次年度営業の許可更新要件となっている例がある。またアメリカにパブリックメディアセンターという法人があったが、寄附金で新聞の全面広告欄を買い取り、ワシントンポストやニューヨークタイムズに非営利活動のキャンペーン広告を掲載する活動を行った支援方法例があった。

以上

(文責：公益認定等委員会事務局)